

佐野市の連結貸借対照表について

これまで本市では、普通会計と公営事業会計を連結した「市全体の貸借対照表」を作成してきましたが、総務省の「地方公共団体の連結貸借対照表（試行）について」に基づき「佐野市の連結貸借対照表」を作成しました。

今回作成の平成19年度決算分については、今後、本格的に「連結貸借対照表」を作成する予定があることから、試行的に作成したものであります。

連結対象範囲については、一部事務組合・広域連合、地方三公社及び市議会に経営状況報告をしている出資法人といたしました。

【 注 記 】

1 連結の範囲

連結の範囲は、佐野市の全会計（普通会計、公営企業会計（5会計）、その他の特別会計（4会計））、一部事務組合・広域連合、地方三公社、議会に経営状況報告をしている出資法人としています。具体的には、別紙のとおりです。

2 会計処理

（1）会計基準

普通会計、公営企業会計以外の特別会計及び一部事務組合・広域連合

総務省研究会報告を参考として地方財政状況調査（決算統計）データから作成した貸借対照表を用いています。

公営企業会計

地方公営企業法施行規則等に基づいて作成した公営企業決算統計の貸借対照表を用いています。

地方三公社

土地開発公社については土地開発公社経理基準要綱等に基づいて作成され、市議会への報告がなされている貸借対照表を用いています。

出資法人

民法法人については公益法人会計基準に基づき、商法法人については企業会計原則に基づき、それぞれ作成され、市議会報告への報告等がなされている各々の貸借対照表を用いています。

（2）有形固定資産の減価償却方法

普通会計、公営企業会計以外の特別会計及び一部事務組合・広域連合については、普通建設事業費の区分ごとに地方公営企業法施行規則等を参考に耐用年数を設定し、当該区分ごとに定額法により減価償却を行っております。

公営企業会計については、地方公営企業法施行規則による耐用年数等に基づき定額法により減価償却を行っております。

地方三公社及び主たる出資法人については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定に基づく定額法により減価償却を行っています。

（3）引当金の計上方法

退職給与引当金（または退職給付引当金）については、普通会計及び一部事務組合・広域連合においては会計年度末に職員全員が普通退職したと想定してその要支給額を計上しています。

その他の引当金としては、公営企業会計において修繕引当金を計上しています。

3 出納整理期間における現金の受払いの調整

普通会計、公営企業会計以外の特別会計及び一部事務組合・広域連合においては出納整理期間が設けられており、出納整理期間中の現金の受払い等が終了した後の計数を会計年度末に計上していますが、公営企業会計及び関係団体には出納整理期間が存在しないため、連結に際して、普通会計において出納整理期間中に現金の受払い等がなされた場合は、公営企業会計及び関係団体においても、これに対応する現金の受払い等が当該会計年度末に終了したものとして調整を行っています。